

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成16年12月9日(2004.12.9)

【公表番号】特表2000-504908(P2000-504908A)

【公表日】平成12年4月18日(2000.4.18)

【出願番号】特願平9-529264

【国際特許分類第7版】

H 04 Q 7/36

H 04 J 4/00

H 04 J 13/00

【F I】

H 04 B 7/26 105 Z

H 04 J 4/00

H 04 J 13/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成16年3月31日(2004.3.31)

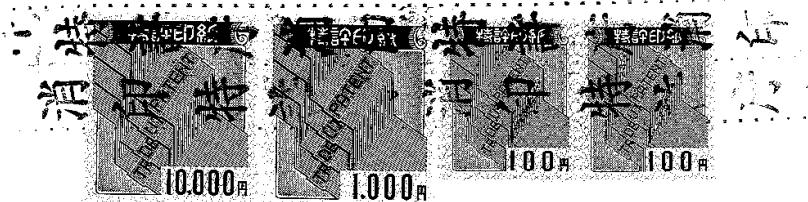
【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】



手 続 補 正 書

(¥11,200)



平成 16 年 3 月 3 / 日

特許庁長官殿



1. 事件の表示

平成 9 年特許願第 529264 号

2. 補正をする者

事件との関係 特許出願人

名 称 テレフォンアクチーボラゲット エル エム エリクソン
(パブル)

3. 代理 人

居 所 〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目2番1号
新 大 手 町 ビ ル デ ン グ 3 3 1
電 話 (3211) 3651 (代表)
氏 名 (6669) 浅 木 告

4. 補正により増加する請求項の数 7

5. 補正対象書類名

請求の範囲



6. 補正対象項目名

請求の範囲

7. 補正の内容 別紙のとおり



請求の範囲

1. 共通周波数帯域を共有し、少なくとも1つの広帯域CDMA無線基地局(400)と、少なくとも1つの狭帯域FDMA/TDMA無線基地局(200)を有する無線通信ネットワーク(100)を動作する方法であって、前記少なくとも1つの広帯域CDMA無線基地局と前記少なくとも1つの狭帯域FDMA/TDMA無線基地局は共通の周波数範囲で動作し、前記広帯域CDMA無線基地局は前記共通周波数範囲で広帯域CDMA信号を送信及び受信可能であって、前記狭帯域FDMA/TDMA無線基地局は前記共通周波数範囲で複数の狭帯域周波数チャネルで送信及び受信可能である前記方法において、
前記少なくとも1つの狭帯域FDMA/TDMA無線基地局と前記少なくとも1つの広帯域CDMA無線基地局の動作を共通のタイミング基準に同期させるステップと、
前記狭帯域FDMA/TDMA無線基地局から少なくとも1つの第1期間であって少なくとも1つの第2期間以外の期間に信号を、前記広帯域CDMA無線基地局から前記少なくとも1つの第2期間に信号を送信するステップであって、前記少なくとも1つの第1期間と前記少なくとも1つの第2期間は前記共通のタイミング基準に関して互いに重複しないように定義されている前記送信ステップを有することを特徴とする前記方法。
2. 前記送信ステップは、前記少なくとも1つの第1期間及び前記少なくとも1つの第2期間において、パイロット・チャネルを前記広帯域CDMA無線基地局から送信するステップを有することを特徴とする請求項1記載の方法。
3. 前記同期ステップは、前記少なくとも1つの狭帯域FDMA/TDMA無線基地局と前記少なくとも1つの広帯域CDMA無線基地局の動作を連続する複数のタイム・フレーム(310)に同期するステップを含み、前記複数の共通タイム・フレームは複数のタイム・スロット(300)に分割可能であることを特徴とする請求項1または2記載の方法。
4. 前記送信ステップは、前記複数の共通タイム・フレームの少なくとも1つの第1タイム・スロットにおいて前記少なくとも1つの狭帯域FDMA/TDMA無線基地局から狭帯域信号バーストを送信するステップと、前記複数の共通

イム・フレームの少なくとも1つの第2タイム・スロットにおいて前記少なくとも1つの広帯域CDMA無線基地局から広帯域信号バーストを送信するステップを含むことを特徴とする請求項3記載の方法。

5. 前記少なくとも1つの狭帯域無線基地局は、GSM規格にしたがって動作することを特徴とする請求項4記載の方法。

6. 前記送信ステップは、前記複数の共通タイム・フレームの少なくとも1つの第1タイム・フレームの複数のタイム・スロットにおいて前記少なくとも1つの狭帯域FDMA/TDMA無線基地局から狭帯域信号バーストを送信するステップと、前記複数の共通タイム・フレームの少なくとも1つの第2タイム・フレームの複数のタイム・スロットにおいて前記少なくとも1つの広帯域CDMA無線基地局から広帯域信号バーストを送信するステップを含むことを特徴とする請求項3記載の方法。

7. 前記少なくとも1つの狭帯域無線基地局は、IS-136規格にしたがって動作する基地局を有することを特徴とする請求項6記載の方法。

8. 通信ネットワーク(100)であって、

選択された周波数範囲において複数の狭帯域周波数チャネルで送信可能な少なくとも1つの狭帯域FDMA/TDMA無線基地局(200)と、

前記選択された周波数範囲において複数の広帯域周波数チャネルでCDMA信号を送信及び受信可能な少なくとも1つの広帯域CDMA無線基地局(400)と、

前記少なくとも1つの狭帯域FDMA/TDMA無線基地局と、前記少なくとも1つの広帯域CDMA無線基地局に接続され、前記少なくとも1つの狭帯域FDMA/TDMA無線基地局と前記少なくとも1つの広帯域CDMA無線基地局の動作を同期させる基地局制御装置とを有し、

前記少なくとも1つの狭帯域FDMA/TDMA無線基地局は、少なくとも1つの第1期間であって少なくとも1つの第2期間以外の期間に信号を送信し、前記少なくとも1つの広帯域CDMA無線基地局は、前記少なくとも1つの第2期間に信号を送信し、前記少なくとも1つの第1期間と前記少なくとも1つの第2期間は互いに重複しないことを特徴とする前記通信ネットワーク。

9. 前記少なくとも1つの広帯域CDMA無線基地局は、前記第1期間及び前記第2期間の選択された周波数帯域内のパイロット・チャネルで送信することを特徴とする請求項8記載の通信ネットワーク。

10. 前記基地局制御装置は、前記少なくとも1つの狭帯域FDMA/TDMA無線基地局と前記少なくとも1つの広帯域CDMA無線基地局の動作を連続する複数のタイム・フレーム(310)に同期させ、前記複数の共通タイム・フレームは複数のタイム・スロット(300)に分割可能であることを特徴とする請求項8または9記載の方法。

11. 前記少なくとも1つの第1期間は前記複数の共通タイム・フレームの少なくとも1つの第1タイム・スロットを有し、前記少なくとも1つの第2期間は、前記複数の共通タイム・フレームの少なくとも1つの第2タイム・スロットを有することを特徴とする請求項10記載の通信ネットワーク。

12. 前記少なくとも1つの狭帯域無線基地局は、GSM規格にしたがって動作する基地局を有することを特徴とする請求項11記載の通信ネットワーク。

13. 前記少なくとも1つの第1期間は前記複数の共通タイム・フレームの少なくとも1つの第1タイム・フレームを有し、前記少なくとも1つの第2期間は、前記複数の共通タイム・フレームの少なくとも1つの第2タイム・フレームを有することを特徴とする請求項10記載の通信ネットワーク。

14. 前記少なくとも1つの狭帯域無線基地局は、IS-136規格にしたがって動作する基地局を有することを特徴とする請求項13記載の通信ネットワーク。